

文部科学大臣

小坂憲次 殿

社団法人国立大学協会

会長 相澤益男

国立大学の学生寄宿舎の整備と寄宿料の取扱いについて（要望）

国立大学の学生寄宿舎は、共同生活を通じた人格形成の場としての教育的機能を有し、加えて低廉な寄宿料設定による学生の経済的負担の軽減を図ることにより教育の機会均等の確保にも資する学生生活支援施設として設置・運用されてきました。社会・経済情勢の変化や国立大学の法人化という変革にもかかわらず、この役割はいささかも変化しておりません。学生寄宿舎については、新制国立大学以降において、何回か整備方針が策定され、旧来の木造寮の建替え、個室寮への改修、新しい寮の新築等も行われました。しかし、昭和50年代以降は教育研究の高度化、学生定員の増加等の重要な課題が次々に起き、次第に教育研究施設の整備を優先せざるを得ない情勢となりました。したがいまして、現状では多くの寄宿舎で老朽化が著しく、その居住環境の改善は喫緊の課題となっております。「環境が人を作る」に従えば、学生に活力が生まれる住環境を整えることは必須の条件であります。

学生寄宿舎については、大学設置基準においても課外活動施設と並んで大学がなるべく整備する施設とされており、その役割が変化していない以上、基本的には寮設置者である国立大学法人が国の支援を得て、時代の変化にも対応した学生寄宿舎の整備を進める必要があります。国立大学法人法制定時に於いても、国立大学法人の施設・設備は国が整備するとされているところであります。

しかしながら、もはや学生寮を朽ちるに任せ、学生の精神的な荒廃を座視することは出来ません。寮の整備について、各国立大学法人は、法人化のメリットをいかしたPFIなどによる整備、民間からの借り入れ財源による整備等、様々な自助努力による寮の整備を考えております。しかし、国の規制があり、寄宿料が省令で標準額として一律に定められていることなどにより、各大学の自助努力がなかなか活かされない仕組みとなっております。国立大学法人には「寄宿料の設定に関しては、国から引き継いだ寄宿舎についてはその標準額の設定を省令で定めることを維持するべきである」との会員の意見がある一方で、「各国立大学法人がその自助努力により設置・改修等を行った場合には、寄宿舎の実態や提供するサービスに応じ柔軟な寄宿料の設定ができるようにして欲しい」との意見が多々ある事も事実です。寄宿料設定の柔軟な対応が学生の教育環境改善に役に立つとの立場からこの問題について御賢察下さいますよう、お願い申し上げます。

国立大学の学生寄宿舎の果たす役割等もご理解の上、喫緊の課題である学生寄宿舎の整備に当たり、下記の要望事項の実現に格段のご配慮を賜りますよう、お願いいたします。

要 望 事 項

1. 寄宿舎等の整備は施設整備費補助金で行うのが基本であり、引き続き施設整備費補助金予算の充実に向けご尽力願いたい。
2. 教育の機会均等などに果たす国立大学の寄宿舎の役割を踏まえ、低廉な料金設定を可能にしてきたこれまでの「標準額」の考え方を維持しつつ、法人化のメリットを生かした新たな手法による整備や、寄宿舎の施設設備の内容や提供するサービス等に応じた各大学による多様な寄宿料設定が可能になるよう費用省令の改正を検討されたい。
3. 寄宿料設定の柔軟化にあたっては、教育の機会均等の確保等の観点から、奨学金制度など学生支援策の一層の充実に向けてもご尽力願いたい。

文部科学大臣

財務大臣

殿

社団法人 国立大学協会

会長 相澤益男

国立大学法人の平成18年度予算充実について（要望）

国立大学は、新しい「国立大学法人」としてスタートして1年半が経過いたしました。法人化後初年度に当たる平成16年度の事業実績と決算をご覧いただいたとおり、各大学は法人化第一歩として様々な困難にも直面いたしましたが、教育の質の向上や研究の高度化の努力を進めるとともに、産学連携など創意工夫による外部資金の導入、経費節減等による経営改善等にも全力で取り組んでまいりました。

また、政府で検討されている人件費改革の方向についても、法人化を受け、各国立大学法人において既に先取りして、自主的・自律的に取り組んできているところであり、今後ともさらに、自らの経営努力・判断により、積極的に取組みを進めていくこととしてあります。

これらを含め、各国立大学法人は、さらなる「改革と新生」へ向け全力を尽くしつつ、今期の中期計画に掲げる教育研究の目標達成にまい進していく所存であります。

他方、平成17年度予算からは、効率化係数・経営改善係数による運営費交付金の削減により、極めて厳しい財政状況に直面しており、平成18年度予算では、さらに新たな核算要求基準が設定されております。国立大学法人関連予算は、国立大学の自主・自律性ある経営努力と運営の基盤となるものであり、今後の予算編成過程での取り扱い如何によっては、各国立大学法人の「明治以来の大改革」への取り組みを失速させる事態を生じ、我が国の「知的財産基盤」の崩壊にもつながりかねない危機的な状態を招来することもあり得るものと危惧しております。

「知の時代」における高度な知識・技術の創造と我が国社会経済を支える中核的人材養成を使命とする国立大学の教育研究の充実と改革推進は、我が国の将来を左右するものといって過言ではありません。現在策定されつつある第3期科学技術基本計画においても、人材育成の重要性が特に強調されているところであります。

これらを踏まえ、下記の要望事項を取りまとめましたので、平成18年度国立大学法人関連予算の確保・充実について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

1. 国立大学法人の教育研究の基盤となる運営費交付金の確保・充実

先端的な学術研究や我が国の「知的財産基盤」の中核となる人材養成が着実に実施可能となり、地域の教育・文化・産業の基盤を支えるといった国立大学の役割をこれまで以上にしっかりと果たすことができるよう、国立大学法人の教育研究の基盤となる運営費交付金については、政府が設定した本中期計画期間中の算定ルールに沿って確実に確保すること

2. 経済状況に左右されない教育の機会均等の確保

学生が、経済状況に左右されることなく、能力・適性に応じて進学できる機会を確保するためには、学生納付金について新たな負担増とならないような対応とすること

3. 安全安心な教育研究環境のための施設整備費補助金の確保

世界一流の優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発を推進するためには、安全安心な環境を整備することが重要であり、その確実かつ計画的な実施が可能となるよう施設整備費補助金の増額を図ること

4. 長期借入金規定の緩和

大学の施設等の更なる充実が可能となるよう、法人化のメリットを活用した新たな整備手法の実現に向け、各法人の責任と負担において長期借入等の道を開くこと